発行責任者:川薩地区法定合併協議会/会長 森 卓 朗/編集:川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号 TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/ 川内市神田町3番22号

部事務組合等の取扱い調整方針案など提案

持ち帰って協議した後、十一こととしています。提案された各調整方針案は各市町村にこととしています。提案されまでに調整。消防団員は、新までに調整。消防団員は、新までに調整。消防団員は、新までに調整。消防団員は、新

月二十六日開催予定の第十

各地区の状況に応じて調整。でに統合し、分団等の組織は

回川薩地区法定合併協議会

樋脇町内で開かれた 第7回法定合併協議会

新市名称に9490件、 第7回川薩地区法定合併協議会を開催 2553種類 の応言

10月7日

係事業についての調整方針案防防災関係事業、農林水産関友好都市・国際交流事業、消

計五件が提案されました。

消防団については、

、分団等の組織はついては、合併ま

広聴会」での意見などを参考場で開催された「まちづくり三日まで関係市町村五十二会 催予定の第九回協議会に提案に修正原案が十一月十三日開 についても審議。今後、同計また、新市まちづくり計画原案 協議会で審議されます。 画案は八月十七日から九月十 あったことも報告されました。 十件(有効八千三百六十二件)、新市名称公募に九千四百九 一千五百五十三種類の応募が 同二十六日開催予定

友好都市・一の取扱い、 脇町内で開かれました。 第七回協議会は十月七日、川薩地区法定合併協議会 協議では、 消防団の取扱い、一部事務組合等 樋の

提案事項

変更される場合があります。調整方針は協議中であり、今後

の1)についての調整方針(案)◇一部事務組合等の取扱い(そ

川内地区消防組合、西薩衛生

に全ての事務、財産及び職員を に全ての事務、財産及び職員を に全ての事務、財産及び職員を に全ての事務、財産及び職員を に全ての事務、財産及び職員を に全での事務、財産及び職員を に全での事務、財産及び職員を に全での事務、財産及び職員を

二、祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新方の構成団体である神子でに調整する。 三、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体の協議を行い、合併までに調整する。 については、当該組合及び構成団体の協議を については、当該組合及び構成団体の協議を については、当該組合及び構成団体である人来町、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体の協議を

四、鹿児島県市町村自治会館管理四、鹿児島県市町村自治会館管理内・鹿児島県町村交通災害共済合、鹿児島県町村交通災害共済を、鹿児島県町村交通災害共済を、鹿児島県町村交通災害共済が構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

五、鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構がについては、当該組合及び扱いについては、当該組合及び扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日でに調整する。

に調整する。

に調整する。

がら脱退する。新市の当該組合がら脱退する。新市の当該組合がら脱退する。新市の当該組合がら脱退する。新市の当該組合がら脱退する。新市の当該組合がら脱退する。

のとおりとする。 七、土地開発公社については、次

①川内市土地開発公社は、定款変

ものとする。して存続し、財産等を引き継ぐ更により新市の土地開発公社と

②鹿児島県町村土地開発公社樋脇で支社及び祁答院地区土地開発公社が答院町支社、合併の日の社が答院町支社は、合併の日の社が答院町支社は、合併の日のが社が答院町支社は、合併の日のが社が答院町支社は、合併の日のが立た、東郷町支社、開散する。各支公社を脱退し、解散する。各支公社を脱退し、解散する。各支公社へ引き継ぐものとする。

する。

する。

は、合併の日の前日までに解散は、合併の日の前日までに委託契約を解除する。
東郷町、樋脇町は合併の日の前東郷町、樋脇町は合併の日の前東郷町、樋脇町は合併の日の前する。

入来町及び祁答院町は、祁答

十一、肥薩おれんじ鉄道株式会社、 十、鹿児島県人事委員会に事務委 のとおりとする。 業振興公社、株式会社東郷温泉 平委員会の事務の委託に関する 併の日の前日までに脱退する。 ぎ、管理運営については、現行 の財産について、新市に引き継 ゆったり館については、出資等 株式会社遊湯館、株式会社甑産 規約」を廃し、新市において合併 会事務については、合併の日の 託している四町四村の公平委員 院地区視聴覚教育協議会から合 の日に公平委員会を設置する。 前日をもって、鹿児島県との一公

協議項目の要旨・留意点》

域的な協議が必要です。市町村外の市町村も関係するため広めに設置した組合をいい、合併関係複数の市町村等が共同で処理するたー部事務組合とは、事務の一部を

に引き継ぐ。

合については、別途協議します。樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組薩摩郡東部衛生処理組合、串木野

整方針(案) ◇消防団の取扱いについての調

に統合し、分団等の組織は各地一、消防団については、合併まで

揮命令系統についても、合併ま 区の状況に応じて調整する。 でに調整する。 指

三、消防団施設、設備等について 二、消防団員については、 消防団員として引き継ぐ。 定する。 新市において施設整備計画を策 は、現行のまま新市に引き継ぎ、 新市の

四 五、消防団の諸行事については、 地域の実情を考慮し、合併まで 服貸与、任免、表彰制度につい に調整する。 消防団員の報酬、手当等、被 合併までに調整する。

六、消防団無線については、現有 扱いによる。 併後三年以内を目処に調整する。 施設を利用した連絡体制とし、合 については、 消防団に関係する公共的団体 公共的団体等の取

扱いによる。 いては、 消防団に関係する補助金につ 補助金・交付金等の取

《協議項目の要旨・留意点》

た検討が必要です。新市において、 されるため、合併までに統合へ向け 動など統一された迅速な行動が要求 りますが、新市において災害時の出 関係市町村の組織、機構等が異な

> 体性の確保や住民福祉の向上に配慮 災害など緊急時に即応できるよう一 ※新市消防団組織(案)はP5に掲載 した内容で提案するものです。

扱いについての調整方針(案) ◇友好都市・国際交流事業の取

一、友好都市交流については、 ては、合併時に、新たに制度等 状況)については、新市に移行 結自治体と合併前に協議し、 市に移行後、速やかに調整する。 国際交流団体 (協会等の活動 国際交流員等招致事業につい 速やかに調整する。 新

(協議項目の要旨・留意点)

を制定する。

方向で調整します。 に設立する国際交流協会に統合する 等)については、新市において新た 流協会・東郷町国際交流を進める会 市日本中国友好協会・入来町国際交 構成区域内の国際交流団体 (川 内

調整方針 (案) ◇消防防災関係事業についての

一、防災会議、 併までに原案を策定し、平成十 六年度中の県の承認を目指す。 地域防災計画については、合 防災組織、災害対

三、自主防災組織については、 進する。 行のまま新市に引き継ぎ、新市 策本部については、 において新たな組織の結成を推 体制を整備する。 合併までに

現

四、防災行政無線については、 のとおりとする。 次

①同報系については、合併後速や とる。 だし、それまでの間は、現有施 設の有効利用による広報体制を 送ができる体制を確立する。た かに本庁・支所間を結ぶ一斉放

②移動系については、新市に移行後 六、応援協定については、現行の 五、原子力防災計画については、 と総合的に調整する。 まま新市に引き継ぎ、 度中の県の承認を目指す。 川内市の例により、平成十六年 の他については随時整備する。 三年以内に基地局を整備し、そ も当分の間現行のとおりとし、 関係機関

八、消防計画 (常備消防分) につ 七、常備消防の体制及び消防通 消防組合の体制等を基本に合併 信・無線については、川内地区 までに調整する。

いては、合併までに策定する。

九、消防施設整備計画 (常備消防 分)については、現行の整備計 新市に移行後速やかに調整す 備計画を三年以内に策定する。 画を新市に引き継ぎ、新たな整 防犯組合連合会については、

《協議項目の要旨・留意点》

を整備する必要があります。 などの緊急時に即応できる組織体制 する必要があります。また、災害時 もので、早期に統一できるよう整備 命及び財産を守るために直接関わる 消防防災体制の整備は、市民の生

し、提案するものです。 な消防防災体制がとれるよう考慮 新市施行とともに、安全かつ確

調整方針(案) ◇農林水産関係事業につい ての

一、農政関係事業

- ①マスタープラン及び農業振興助 やかに調整する 成制度(融資関係市町村単独) については、新市に移行後、 速
- ②農業公社設立準備事業について ③研修センター及び特産品加工セ は、現行のまま新市に引き継ぐ。 に移行後も当分の間現行のとお ンターの管理については、新市

(4)市町民農園 (ふれあい農園) については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理質については新市に移行後、運営については新市に移行のままが出来がある。

二、畜産関係事業

- ①生産総合対策事業(畜産ハード畜産経営活性化事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ま業及び大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営活性化資金利子補給っては、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③肉用牛特別導入事業及び肥育素たに制度等を制定する。
- (④肉用牛付加価値利用貸付事業及の)
- 業(県有牛導入事業)について ⑤特定離島ふるさとおこし推進事

度等を制定する。
⑥家畜運営診療所及び管理事業には、現行のまま新市に引き継ぐ。

三、林業関係事業

移行後、速やかに調整する。
③火入れ許可については、新市に興推進協議会については、合併時

四、農業土木関係事業

- ①農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。は、現行のまま新市に引き継ぐ。は、現行のまま新市に引き継ぐ。時が、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外計のままがでは、現行のまま新市に引き継ぐ。
- は、現行のまま新市に引き継ぐ。③土地改良関係負担金について

- ④土地改良事業分担金徴収につい
- ⑤土地改良区の育成については、⑥土地改良区の合併については、とおりとし、随時調整する。の音成については、
- (で) 農村公園維持管理については、現行の新市に移行後も当分の間現行のの管理運営については、現行のの管理運営については、現行ののででである。
- ぐ。
 ては、現行のまま新市に引き継⑨県単独農業農村整備事業につい
- ①市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。 に調整する。 に調整する。 に調整する。 に調整する。

五、水産関係事業

に制度等を制定する。

後、速やかに調整する。の管理については、新市に移行の漁港及び漁港に付随する公園等

- 新市に引き継ぐ。 収制度については、現行のまま②漁港占用許可及び漁港使用料徴
- 調整する。

 「のとおりとし、随時分の間現行のとおりとし、随時を転計画は、新市に移行後も当め、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 時に、新たに制度等を制定する。 おに対する補助制度とし、合併者に対する補助制度とし、合併の漁船建造資金利子補助制度につ

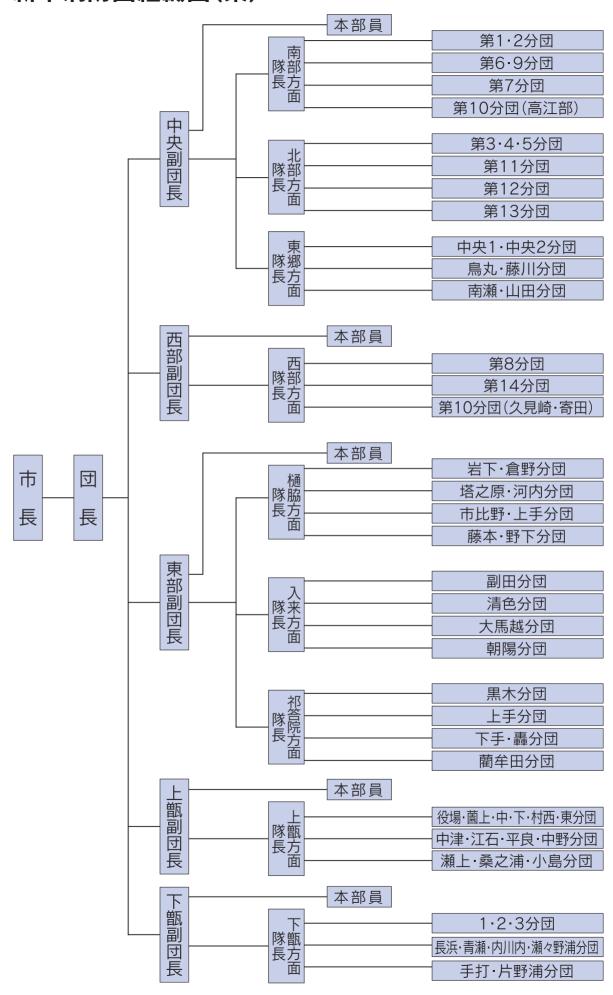
まま新市に引き継ぐ。

《協議項目の要旨・留意点》

推進に努めるものとします。な振興を図るため、引き続き事業のし、新市において安定的かつ継続的来からの経緯や地域の特性を活か展林水産業の施策については、従

を行い提案するものです。保、負担の公平性等の観点から調整体の均衡が保てるよう、一体性の確各種事務事業については、新市全

新市消防団組織図(案) ※消防団の取扱いについての調整方針(案)の項目より



新市名称への多数の ご応募ありがとうございました

合併後の新市の名称募集が8月25日から9月25日までの1カ月間行われ、川薩地区法定合併協議会の関係 9 市町村を中心に9,490件の応募がありました。ご協力ありがとうございました。新市名称等検討小委員会で は応募の中からまず20点程度に絞り込んだ後、さらに5点程度まで絞り込み、第10回法定協(11月26日)に 提案。第1]回協議会(12月24日)に新市名称候補] 点を決定する予定です。

《応募総数》

応募総数	9, 490
有効件数	8, 362
無効件数	1, 128

《応募方法別件数》

応募用紙	4,006
はがき・封書	374
FAX	104
ホームページ	1, 296
持参	3, 412
その他	298
計	9, 490

《応募名称種類》

応募名称種類 2,553

《地区別応募件数》

川薩地区	7, 555
川内市	5, 526
樋脇町	420
入来町	287
東郷町	347
祁答院町	409
里村	239
上甑村	138
下甑村	117
鹿島村	72
鹿児島県(川薩地区除く)	356
他都道府県計	1, 564
北海道・東北	98
関東	558
信越・北陸	73
東海	155
近畿	368
中国	87
四国	39
九州・沖縄(鹿児島県除く)	186
国外	1
住所不明	14
計	9, 490

よみがな

応募総数

31票

31票

28票

28票 27票

26票

26票

23票

23票

21票 20票

20票

20票

20票

20票

20票

《応募数上位(32)》

NΟ	名 称	よみがな	応募総数	NO	名 称	よみがな
1位	さつま川内市	さつませんだいし	1,202票	17位	西薩市	せいさつし
2位	薩摩川内市	さつませんだいし	792票		北薩市	ほくさつし
3位	川薩市	せんさつし	589票	19位	鹿児島川内市	かごしませんだいし
4位	薩摩市	さつまし	335票		北薩摩市	きたさつまし
5位	さつま市	さつまし	310票	21位	川内薩摩市	せんだいさつまし
6位	さつませんだい市	さつませんだいし	237票	22位	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし
7位	新川内市	しんせんだいし	133票		つばめ市	つばめし
8位	西薩摩市	にしさつまし	125票	24位	川内川市	せんだいがわし
9位	南九州市	みなみきゅうしゅうし	88票		川内さつま市	せんだいさつまし
10位	薩摩せんだい市	さつませんだいし	78票	26位	未来市	みらいし
11位	せんさつ市	せんさつし	77票	27位	大綱市	おおつなし
12位	西さつま市	にしさつまし	71票		北鹿児島市	きたかごしまし
13位	西鹿児島市	にしかごしまし	50票		北さつま市	きたさつまし
14位	西郷市	さいごうし	47票		川都市	せんとし
15位	せせらぎ市	せせらぎし	39票		大川内市	だいせんだいし
16位	新薩摩市	しんさつまし	32票		平和市	へいわし

新市名称候補21点絞り込む

新市名称等検討小委員会

新市名称等検討小委員会は10月14日、第5回小委員会を開き、新市名称の応募の中から21点に絞り 込み、10月24日開催の第8回法定協に中間報告を行いました。絞り込まれた21点は次のとおりです。

《新市名称候補21点一覧表(五+音順)・選定基準番号・応募総数》

整理番号	名 称	よみがな	選定基準番号	応募総数
1	あけぼの市	あけぼのし	7	8
2	鹿児島川内市	かごしませんだいし	1, 3, 4, 6, 7	28
3	北さつま市	きたさつまし	1	20
4	北薩摩市	きたさつまし	1	28
5	薩州市	さっしゅうし	1,2,3	6
6	さつま市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	310
7	薩摩市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	335
8	さつませんだい市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	237
9	さつま川内市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	1, 202
10	薩摩せんだい市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	78
11	薩摩川内市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	792
12	新薩摩市	しんさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	32
13	西薩市	せいさつし	1, 3, 5, 6, 7	31
14	せんさつ市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 7	77
15	川薩市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	589
16	川内さつま市	せんだいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	23
17	川内薩摩市	せんだいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	27
18	西さつま市	にしさつまし	1, 2, 4, 5, 6, 7	71
19	西薩摩市	にしさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	125
20	北薩市	ほくさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	31
21	南九州市	みなみきゅうしゅうし	1,2,4,6,7	88

選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする

- 1 川薩地区(川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村(以下「本地区」という。)) が地理的にイメージできる名称
- 2 本地区の特徴を表す名称
- 3 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- 4 住民の地域イメージにふさわしい名称
- 5 住民の一体性を醸成しやすい名称
- 6 対外的に覚えやすい名称
- 7 その他、新市としてふさわしい名称

地方税の取扱いなど調整方針を承認

第6回法定合併協議会(9月25日)

会で審議されます。

一月二十六日開催予定の第十回協議会は九月二十五日、祁答院町内は関係市町村に持ち帰り協議し、十件を追加提案しました。新たな四件件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加提案しました。新たな四件を追加技案とでを表す。



祁答院町内で開かれた第6回協議会

承 認 事 項

議会で承認されたものです。 以下の調整方針は、法定合併協

○けての調整方針○○使用料、手数料等の取扱いに

るものとする。 ③差異が著しいもの、事情により ②同一又は類似の施設について ①固有の施設については、当面現 性の確保、住民負担に配慮し、 現行単価を基準として統一に努め の公平性に基づき、合併時までに のとおり取扱うものとする。 Ιţ 手数料については、受益者負担 併後に随時調整する。ただし、そ 調整に期間を要するものは、合 行のとおりとする。 使用料については、住民の の期間は三年以内を目処とする。 可能な限り統一に努める。 体 次

◇公共的団体等の取扱いについ

【関係市町村の団体等】

整備に努めるものとする。れぞれの実情を尊重しながら統合やかな一体性を確立するため、そ等の取扱いについては、新市の速

する。
合するよう調整に努めるものと的を有する団体は、合併時に統①複数の関係市町村内で共通の目

②①の団体で、実情により合併時 の可体で、実情により合併時

(4)123以外は、現行のとおりと るよう調整に努めるものとする。 時間を要する団体は、将来統合す

する。
・
上の方向で調整に努めるものと
・
し、整理できる団体は、廃

【関係市町村外の団体等】

ものとする。り方について協議し調整に努めるの助言・指導等をもとに、そのあいの取扱いについては、関係機関

併時に統合するよう調整に努めを有し加入している団体は、合①複数の関係市町村で共通の目的

窓①の団体で実情により合併時に

やかに統合するよう調整に努め

るものとする。

るものとする。

るよう調整に努めるものとするよう調整に努めるものとする団体は、将来統合するのの団体で実情により統合に時

現行のとおり加入するものとす。 現行のとおり加入するものとす

する。
・
はの方向で調整に努めるものと
・
はの方向で調整に努めるものと
・
は、脱

◇上・下水道事業の取扱いにつ

一、水道事業

現行のまま新市に引き継ぐ。時調整し、企業債については、時調整し、企業債については、新市を継ぎ、会計については、新市に引いては、現行のまま新市に引

2 水道料金及び検針

金体系については、「口径別」期に統一できるよう調整し、料期に統一できるよう調整し、料の見い時では、合併後三年以内の早い時では、合併を記述している。

とする。

整する。

整する。

を目処に随時調

がいとし、三年を目処に随時調

がいとし、委託料、検針人は、新

を対し、委託料、検針人は、新

③メーター使用料については、廃

っ 加入負担金及び手数料

①新規加入負担金の負担金額につ

③給水装置工事検査手数料は、合時に、新たな制度等を制定する。時に、新たな制度等を制定する。設計審査手数料、各種証明手数

水)については、新市に移行後事業及び財政計画(上水・簡

4

現行のまま新市に引き継ぐ。備計画(設計計画)については、認可の内容、調整及び拡張・整一年以内を目処に調整し、事業

まま新市に引き継ぐ。 5 船舶給水については、現行の

以内に調整する。 については、新市に移行後一年 でスセンター事務(管理)

とする。 は、新市に移行後一年以内に調7 水道事業運営審査会について

のまま新市に引き継ぐ。 工業用水道については、現行

二、下水道事業

2 負担金等事務

する。

併時に、

川内市の例により調整

しているので、合併までに統一の負担金額及び納付方法が類似の負担金及び農業集落排水事業

③口座振替については、電算シス する方向で調整する。

3 下水道整備計画と認可及び財は、合併までに統一する。 ④猶予基準・減免基準について

①下水道整備事業については、現

ぐ。 ては、現行のまま新市に引き継②下水道事業の計画と認可につい

③事業及び財政計画の事務事業登する。

三、温泉事業

新たに制度を制定する。移行後、会計、経理を一本化し、 温泉事業については、 新市に

対検針及び料金

(2)公衆浴場料金については、新市脇町の例により調整する。(1)検針については、合併時に、樋

樋脇町の例により調整する。 3 量水器については、合併時に、

4 工事負担金及び検査

①工事負担金については、現行の

5 公衆浴場維持管理について新たな制度等を制定する。②工事検査については、合併時に、

制定する。 は、合併時に、新たな制度等を 5 公衆浴場維持管理について

お。 市に移行後一年以内に調整する。 温泉施設開発については、新

新市に移行後一年以内に調整す7 給湯開始・休止については、

に移行後一年以内に調整する。 温泉審議会については、新市

整方針 ◇地方税の取扱いについての調

ら新市の取扱いによるものとする。の取扱いを承継し、合併翌年度か度は一市四町四村の例により、そ地方税の取扱いについて、合併年

ら。 関係市町村で、差異のあるもの

一、個人市民税の均等割について は、標準税率(二千五百円)を採 用する。ただし、市町村の合併 用する。ただし、市町村の合併 規定により、合併年度に続く三 年度は現行の税率を適用する。 ・はり調整する。ただし、各納 により調整する。ただし、各納 により調整する。ただし、各納 する。

による。 減免については、川内市の例

現行の税率を適用する。 は、川内市の例により制限税率 でし、市町村の合併の特例に関 がる法律第一〇条の規定により、合併年度に続く三年度間は 別、合併年度に続く三年度間は 別行の税率を適用する。

三、固定資産税の税率については、三、固定資産税の税率については、一・四%)とす現行のとおり(一・四%)とすりに関する規定については、一人市のがまでに調整する。

四、特別土地保有税については、する。 期限は、月末とする方向で調整

は、広産说は、入来町の列こよりより調整する。川内市、樋脇町、入来町の例に

調整する。 五、鉱産税は、入来町の例により

月末とする方向で調整する。り調整する。ただし、納期限は、期については、川内市の例によ東郷町の例により調整する。納東郷町の例により調整する。納

する。

方税法第四四三条によるものと
非課税の範囲については、地内市の例により調整する。

樋脇町、入来町、祁答院町(百八、入湯税については、川内市、現行のとおりとする。

円)の例により調整する。

課税免除については、合併ま

市において平成十七年度分からでに調整する。

する。
については、廃止の方向で調整九、納税組合及び納税嘱託員制度

調整する。

により調整する。

ただし、

各納

整する。 新市自治組織への補助制度で調納税嘱託員委託料については、

納税組合奨励金及び補助金、

なお、

新市においても、公共

総合的に調整する。
は、廃止の方向で調整する。
は、廃止の方向で調整する。
市の例により調整し、取扱い金
市の例により調整し、取扱い金

整する。本にして合併までに総合的に調本にして合併までに総合的に調本のについては、郵送を基十二、納付書の発送方法に差異の

○補助金、交付金等の取扱いに

(1)同一あるいは同種の補助金等については、他のとおり調整するものとする。 ついては、原則として統合する。 次のとおり調整するものとする。 次のとおり調整するものとする。 がら、必要性や内容等を調整する。 がら、必要性や内容等を調整する。

③整理統合できる補助金等につい

整方針
◇障害者福祉事業についての調

行う。

の観点から、引き続き見直しを的な必要性・公平性・有効性等

等の制度に基づき実施している事業等は、統合又は再編し充実に 対き続き推進するとともに、
一次では、
一次には、
一次では、
一次では、

のとおりとする。

①障害児育成会補助一、現行のまま新市へ引き継ぐ。

②身体障害者·知的障害者相談

に調整し、新市と同時に施行す二、川内市の例により合併時まで③成年後見制度利用支援事業

①障害者保健指導

②手話奉仕員派遣

③手話奉仕員養成事業

費助成少身体障害者自動車運転免許取得

⑦障害児デイサービス事業⑥点字、声の広報等発行事業のは事業の過程を表現のである。

⑧朗読奉仕員養成事業

三、合併時に、 定する。 新たに制度等を制

①福祉巡回バス運行事業

②福祉タクシー 助成事業

①障害者団体の育成 四、新市に移行後、 する。 速やかに調整

五 のとおりとし、 新市に移行後も当分の間現行 随時調整する。

◇高齢者福祉事業についての調

②心身障害者の集い

①身体障害者スポーツ大会

整方針

するように調整する。 慮して制度の目的が効果的に機能 等の制度に基づいて実施している 事業については、従来の実績を考 し、一つの団体のみ実施している 事業は、引き続き推進するものと 高齢者福祉事業については、国

のとおりとする。 個別調整方針案については、 次

一、現行のまま新市へ引き継ぐ。

事業

②シルバー 人材センター

③在宅介護訪問指導

川内市の例により合併時まで

①老人保護措置事業

④さざらし会館管理運営事務

に調整し、 新市と同時に施行す

①老人クラブ活動補助

②地域ケア推進事業

三、入来町の例により合併時まで に調整し、 新市と同時に施行す

ತ್ಯ

①移送費助成事業

四 定する。 合併時に、 新たに制度等を制

①ホームヘルプサービス事業

②生きがいデイサービス事業

③ねたきり老人介護手当支給事業 ④高齢者生活福祉センター 運営委

⑤高齢者福祉施設管理

⑥敬老事業

?住宅改造費助成事業

⑧高齢者はり・きゅう・マッサー ジ等施術料助成事業

⑨寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

五、新市に移行後、 する。 速やかに調整

①高齢者拠点及びサービス

②独居老人声かけ事業

③高齢者ふれあいサロン事業

六、新市に移行後も当分の間現行 のとおりとし、随時調整する。

①生きがい活動支援通所事業(事

業運営

②いきいき百歳の店運営事業

③配食サービス ④老人健康教育事業

⑤緊急通報システム

七、廃止の方向で調整する。

①高齢者の生きがいと健康づくり 推進事業

②金婚式

③独居老人給食サービス事業

④福祉機器・用具の貸し出し

提 案 事 項

変更される場合があります。 調整方針は協議中であり、 今後

方針(案) ◇慣行の取扱いについての調整

三、名誉市民表彰、市民表彰、功労 一、市章、市の木、市の花、市の鳥、 ては、この名誉を新市に引き継 られている名誉市町村民につい 内市の制度を基本に調整する。 者表彰については、合併時に、川 後、一年以内を目処に調整する。 に移行後、速やかに制定する。 市歌、市民憲章については、新市 宣言については、新市に移行 ただし、すでにその称号を贈

《協議項目の要旨・留意点》

早い時期に統一することが適当と考 確保の観点から調整するものです。 えられます。新市における一体性の 本姿勢であることから、できるだけ であり、市民憲章、宣言は、新市の基 市章、木、花等は、新市のシンボル

ついての調整方針(案) ◇男女共同参画事業の取扱いに

し、速やかに基本計画を策定する。 に新市において新たに条例を制定 川内市のみの取り組みであるた 画策定に関することについては、 男女共同参画条例制定・基本計 川内市の条例・基本計画を基

《協議項目の要旨・留意点》

ものです。 ど事業実施を進める必要がありま 各種事業を推進する内容で提案する 定し、基本計画を策定することで、 す。そこで、新市において条例を制 新市での条例制定や基本計画策定な 男女共同参画社会の実現に向け、

ついての調整方針 ◇広報広聴関係事業の取扱いに (案)

一、広報広聴

①ご意見箱については本庁と各支 所に設置することとし、合併時

②市政モニター 制度については、②市政モニター 制度については、

月二回発行する) でする。(新たな広報紙としては、合併時に新たな制度等を制き、広報(広報紙発行)について、 市に移行後速やかに調整する。

(協議項目の要旨・留意点)

ります。 的確な広報広聴活動を行う必要があ新市政の運営を行うにあたっては、

を提案するものです。 係事業の取扱いについて、調整方針 るための広報紙作成等の広報広聴関 を提案を聴く機会と、地域の現状や で表望を聴く機会と、地域の現状や

☆情報公開制度についての調整

町村同じ制度のため、現行のまする条例については、全ての市定の団体もあるため、川内市の制定の団体もあるため、川内市の制定の団体もあるため、川内市の制定の団体もあるため、川内市の制定の団体もあるため、川内市の制

ま新市に引き継ぐ。

(協議項目の要旨・留意点)

責任が求められています。により、行政の透明性の確保と説明書の開示請求の権利を保障すること住民の知る権利を尊重し、行政文

向で提案するものです。の推進、透明性の確保を確立する方新市において市民に開かれた行政

追加提案事項

◇事務組織及び機構の取扱いに

提出したものです。 (案)」に変更が生じたため併せてい、「事務組織・機構の基本方針に掲載=を追加資料とし、これに伴織(案)=合併協議会だより第3号提出分の調整方針(案)に、新市組

●事務組織・機構の基本方針(案)

一、基本的な考え方

- いては、出張所とする。村のに現在ある支所・出張所につ村の役場を支所とする。構成市町市役所を本庁とし、現在の四町四の新庁舎建設までの間は、現川内
- 支所については、住民サービス

所とする。
おりの総合的な業務を所掌する支部の管理部門を除き、概ね現行どの低下を招かないよう配慮し、一

- 二、組織構築の考え方よう段階的に再編整備する。・組織機構は、市民に混乱のない
- ①住民自治を確立し、住民福祉の
- 協議会制度」を導入する。
 立するために「地区コミュニティうな横断的な自治組織の体制を確かい、地域づくりに参加できるよ
- 応する。・本庁に「コミュニティ課」、支・本庁に「コミュニティ課」、支
- ②市民に分かりやすく利用しやす
- する。 民課」等のほか事業担当課を配置地域に密着した「地域振興課」「市地域に変えている。
- いては、その呼称を統一し、新市・関係市町村にある類似施設につと効果的な施策の実施体制を確立を対果的な施策の実施体制を確立を対していると対象のが対象がある。

- 用等の利便性を図る。の一体感の醸成と広報及び施設利
- 本庁と支所、公共施設間の情報本ットワークを構築し、いつでもどえットワークを構築し、いつでもどる体制の整備を進める。
- 地区住民自らが、地区の特色を話し合い、「地区振興計画」を 定するために「地区コミュニティ援のため、本庁に「コミュニティ援のため、本庁に「コミュニティ援のため、本庁に「コミュニティ援のため、本庁に「コミュニティる。
- ・行財政の適正な運営を進めるたい。 ・行財政の適正な運営を進めるたい。 ・ 行財政の適正な運営を進めるたい。 ・ 行財政の適正な運営を進めるたい。 ・ 行財政の適正な運営を進めるたい。 ・ 行財政の適正な運営を進めるたい。
- 行できる組織・機構⑤新市まちづくり計画を円滑に遂
- 行政マネジメント体制の強化を図・市政の総合企画及び総合調整、

り、計画の実効性を高めるため、「企 調整を進め、 画政策部企画政策課」でその総合 調整を行うための係を設置する。 調整係」や各部筆頭課に事務事業 行うための「行政改革推進課合併 合併移行事務調整を

- Ιţ 躍動プランの交流活力の創生に向 を配置する。 工観光を所掌する「産業経済部」 の交流促進のために農林水産・商 ・新市まちづくり計画新市一体化 新市経済圏の創出や市内外と
- ⑥指揮命令系統が簡素で明確な組 すため「観光課」を配置する。 致やフィルムコミッションなど新 ルスなど誘致活動を総合的に行う 市を広くアピールし来訪者を増や コンベンション・スポーツ大会の誘 企業立地推進室」、各種イベント • 企業誘致や港湾振興、ポートセー
- 成果重視の事務執行を行う。 と課長の責任と権限を明確にし、 • 各部の部長と支所長を部長級と 部長・支所長の指揮監督のも

織·機構

伴う事務事業等については、迅速か の職務機能の充実を図る。緊急性を 各支所、部、課へ権限を移譲し、支所 つ的確に対処できるようにする。 • 職の権限を明確にするとともに

⑦地方分権に柔軟に対応できる組

- 制の整備を行う。 課題、住民ニー ズに即応できる体 うに、専門職員の資質向上や行政 • 今後の権限移譲に対応できるよ
- ⑧新たな行政課題に速やかに対応 できる組織・機構
- 正な進行管理に努める。 を行う係を配置し、移行事務の適 筆頭課に合併移行事務調整の業務 行う係を配置するとともに、各部 よう企画政策部に合併進行管理を 事務事業がスムー ズに移行される • 合併により、調整された新市の
- 間で職員定数の適正化を目指す。 化計画」を策定し、おおよそ十年 する。合併後速やかに「定員適正 及び「職員研修計画」の策定を検討 高めるため、「人材育成基本方針 ・合併効果による職員の専門性を
- 行政を進めるため「企画政策部」 属の「工事検査監」を配置する。 共工事の適正な執行、 行うため、工事検査を行う助役直 • 市民の視点に立った成果重視の 「行政改革推進課」を設置。公 管理監督を

についての調整方針(案)

針(案)を提示するものです。 式・税率について、具体的な調整方 提出分の調整方針(案)で、賦課方 ※第四回協議会(八月二十八日)

整方針 (案))賦課方式・税率に関する具体的調

二村 (下甑村、鹿島村)の税率の 定を適用し、 算定と併せて調整する。 ついては、四方式を基本に税率の する。この間における賦課方式に し、平成十七年度から三年間適用 答院町、里村、上甑村) の税率と 市、樋脇町、 の特例に関する法律第一〇条の規 二通りの税率による不均一課税と 税率については、市町村の合併 入来町、東郷町、 一市四町二村 (川内 祁

《調整の理由》

による不均一課税とするものです。 えることになるため、二通りの税率 二村の被保険者に急激な負担増を与 差異があり、均一課税をすることで 町二村の税額と二村の税額に著しい 平成十六年度は一市四町四村の例 現行の税率を比較すると、一市四

◇国民健康保険税事業の取扱い

聴希望の方は、

所定の傍聴届に住所・

わせください。

●協議会は傍聴できます

法定合併協議会は傍聴できます。

があります。事前に事務局にお問い合

※会議は都合により変更される場合

、内市のホテル太陽パレス

十一月二十六日(水)午後一時半から

意見広聴結果はHPで

り、傍聴希望者が定員を超える場合は の都合で定員数が増減されることもあ から先着順に交付。定員三十名。会場 傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前 提出、傍聴証の交付を受けてください。 氏名を記入し、会場で協議会事務局に

くじ引きで選ぶことになります。

http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/ 部につきましてはHPでご覧頂けます。 にて一部掲載いたしましたが、その全 意見広聴結果につきましては前月号

《お詫びと訂正》

民健康課」 は「企画政策部」の誤りです。また「市 なります。 九月発行の法定合併協だより第3号 |新市組織 (案)」で、「企画制作部」 は 福祉事務所」の枠外と

適用となります。

により課税し、平成十七年度からの





●今後の法定合併協議会開催予定

◆第九回法定合併協議会

樋脇町のホテルグリー ンヒル 十一月十三日(木)午後一時半から

◆第十回法定合併協議会







合併協定項目(46項目)の協議状況

※協議会区分及び協議順は予定であり、今後の調整 協議により変更される場合があります。

(平成15年10月7日現在)

	是一个一块。 是一个一块。 是一个一块。 在"你说(予定)"。 是一个一块。 是一个一块。 是一个一块。 在"说(予定)"。 "我们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们们			(平成15年10月7日現在)		
	合併協定項目	協議会	月日	協議会	月日	協議状況
1	合 併 の 方 式					確認済
2	合 併 の 期 日	第1回	7 / 10	第1回	7 / 10	確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い					確認済
5	電算システム	第1回	7 / 10	第2回	7 /24	確認済
6	使用料、手数料等の取扱い					確認済
7	公共的団体等の取扱い	第2回	7 / 24	第6回	9 / 25	確認済
8	上,下水道事業	, ,, , , ,	1/ 4	7,01	0 / 20	確認済
9	新市まちづくり計画	第3回	8 / 12	第11回	12/24	協議中
10	地方税の取扱い	7,0 H	0 / 12	No III III	12/ 27	確認済
11	補助金、交付金等の取扱い					確認済
12	障害者福祉事業	第3回	8 / 12	第6回	9 / 25	確認済
13	高齢者福祉事業					確認済
14	同一財合相が手業財産の取扱い					確認海 持ち帰り協議中
15	事務組織及び機構の取扱い					持ち帰り協議中
16	事務組織及び機構の収扱い	第4回	8 / 28	第8回	10/24	持ち帰り協議中
17		- 第4凹 -	0 / 20	第0四	10/24	持ち帰り協議中
18						持ち帰り協議中
19						持ち帰り協議中
20	自治会・行政連絡機構の取扱い	<u>شر</u> ت	0 /11	## 0 -	10 /04	持ち帰り協議中
21	窓口業務	第5回	9 / 11	第8回	10/24	持ち帰り協議中
22	保健衛生事業					持ち帰り協議中
23	環境衛生事業(その1)					持ち帰り協議中
24	慣行の取扱い		9 / 25	第10回	11/26	持ち帰り協議中
25	男女共同参画事業	第6回				持ち帰り協議中
26	広 報 広 聴 関 係 事 業					持ち帰り協議中
27	情報 公開制 度					持ち帰り協議中
28	一部事務組合等の取扱い(その1)					持ち帰り協議中
29	消 防 団 の 取 扱 い		10 / 7	7 第10回	11/26	持ち帰り協議中
30	友好都市 · 国際交流事業	第7回				持ち帰り協議中
31	消防防災関係事業					持ち帰り協議中
32	農林水産関係事業					持ち帰り協議中
33	議会議員の定数及び任期の取扱い					
34	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					
35	交 通 関 係 事 業				12/24	
36	商工・観光関係事業	笠0回	10 /04	禁11 同		
37	建 設 関 係 事 業	第8回	10/24	第11回		
38	学校教育事業					
39	コミュニティ施策					
40	社 会 教 育 事 業					
41	一般職の職員の身分の取扱い					
42	特別職の身分の取扱い	1		3 第11回	12/24	
43	生活保護事業	第9回	11/13			
44	その他の福祉事業					
45	その他事業					
46	新市の名称	第10回	11/26	第11回	12/24	8/25~9/25 公募
10	971 19 V2 H 10	73.10日	11/ 20	\\ \1 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 1 2 2 7	0/20 0/20 49